神奈川県再犯防止推進計画令和元年度・2年度評価まとめ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の評価を 令和2年度中に行わなかったため、本冊は令和元年度と2年度 の2か年分をまとめて評価しています。

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

目次

「神奈	ミ川県再犯防止推進計画」の評価方法について・・・・・・・・・・・・1
小柏	就労・住居の確保・・・・・・・2 E(1) 就労の確保・・・・・・・・・・2 E(2) 住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
小柏	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進・・・・・・・・・・・・・ 7 E(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援・・・・・・・・・・・ 7 E(2) 薬物依存を有する者等への支援・・・・・・・・・・・・・・・1(
	。 非行の防止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 E(1) 非行の防止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
	・ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
小柏	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進・・・・・・・18 注(1) 民間協力者の活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・18 注(2) 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
資料編	ā······23
1	犯罪の発生状況・・・・・・・・・・・23
2	矯正施設の入所者等の状況・・・・・・・24
3	更生保護に関わる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について

1 基本的な考え方

数値目標による進行管理ではなく、本会議において取組状況に対する意見を伺い、各所管課にフィードバックすることにより、今後の取組の改善を行うとともに、本会議を通じて、計画の基本目標 (**) の実現に向けて、関係機関が連携を図りながら取組を進めていく。

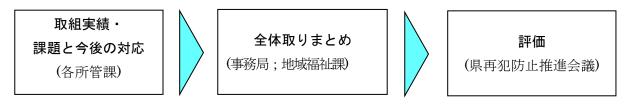
※「国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、(中略)、罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員 として、ともに生き、支え合うことができる社会づくりを促進することを目標とします。」

2 計画期間を通じた進行管理の流れ

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価(前年度取組実績に対する評価)を行い、取組の改善等、計画の効率的な推進を図る。

3 年度ごとの進行管理の流れ

各年度における計画に位置付けた取組に係る評価については、次のとおり実施する。



(1) 実施(DO)

① 取組状況

計画に位置付けられた個々の取組ごとに、各所管課において実績から課題や今後の対応等の整理を行う。

② 全体取りまとめ

事務局(地域福祉課)において、各所管課の実績等について全体の取りまとめを行う。

(2) 評価 (CHECK)

神奈川県再犯防止推進会議において、「施策の展開」項目(小柱)ごとに文章による評価を行う。

(3) 改善(ACTION)

評価結果を各所管課へフィードバックし、各所管課において今後の事業の改善に向けた検討を行う。

4 令和元年度・2年度の評価について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の評価を令和2年度中に行わなかったため、令和元年度・2年度の2か年分をまとめて評価する。

5 公表方法

年度ごとの評価を県ホームページへの掲載により行う。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(1)就労の確保

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を 受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進し ます。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保 護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019 年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県 暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の 社会復帰対策を支援します。

取組実績

【令和元年度】

- 保護観察対象者の直接雇用については、平成 30 年度に雇用した1名を7月まで雇用継続したが、神奈川県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の実行ある社会復帰対策を推進すべく、暴力団離脱者を実際に就労受入れする意思のある企業をもって本協議会を構成するよう見直しを行い、新たに11社で本協議会を構成することとした。

また、令和元年度中の県内の警察署における暴力団離脱支援者数は7人であったが、自己で 就労先を探す、知人の会社で働く等の理由により就労支援を求める者はいなかった。

- 刑務所出所者等就労支援事業では、令和元年度に引き続き、刑務所出所者等及び雇用主の状況や悩みに応じた職場定着支援を実施することにより、刑務所出所者等の円滑な社会復帰を推進した。
- 保護観察対象者の直接雇用については、令和元年度と同様、県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。
- 令和元年度に引き続き、刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、 協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。
- 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は、社会復帰アドバイザーによる企業訪問等により、新たに3社を開拓し、令和元年度の11社と合わせ14社となった。また、令和2年度中の県内警察署における暴力団離脱支援者数は15人であったが、知人の会社で働く等の理由により、就労支援を求める者はいなかった。

課題と今後の対応

【令和元年度】

○ 現在、神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は11社であり、その内、 建設業が10社、運送業は1社であるが、暴力団離脱者の年齢は40歳代以上の者が多く、体力 的にも建設業では辛いという理由から就労に至らないケースがある。よって、今後は40歳代 以上の者でも働くことができる、体力的に負担の少ないと考えられる業種の就労受入れ企業を 開拓する必要がある。

【令和2年度】

- 刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を 対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者という特殊性からも、国の 就労支援事業を受託した事業者に、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援 対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。
- 保護観察対象者の直接雇用について、県保護司会連合会からの推薦があった場合には、推薦 に応じて雇用を検討する。
- 今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進する必要があり、引き続き、協力雇用 主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。
- 現在、神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業は 14 社であるが、その内 13 社が建設業である。よって、今後も建設業以外の業種の就労受入れ企業を開拓するよう活動を推進する必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

- ○認定 NPO 法人神奈川県就労支援事業者機構による就労支援
 - (1)「就労支援・定着支援事例集」の作成

保護司会や協力雇用主の研修会に活用するため、小冊子を作成した。当機構が実施してきた就労支援・定着支援の経過を分かり易く説明し、雇用主の協力を一層促していくことが目的である。

(2) 無職・非行等少年の職場体験・職場定着事業

少年が就労体験することで、働くことの意味や大切さを感じてもらい、その中で勤労観や 職業観、そして社会人としての基本的マナーも身に付けてもらうことを目的として本事業を 実施している。対象は、保護観察中の少年のほか、保護司の指導を受けていない少年、いわ ゆる不良な少年等である。

(3)「就労確保」の取組

令和2年度の当機構事務局長・報徳更生寮施設長間の協議に基づき、令和3年度から、報 徳更生寮が引受け予定の刑務所仮釈放予定者3名について、当機構が本人の受刑中に協力雇 用主とのマッチングを進めている。

国や関係機関による関連する取組等 (続き)

○横浜刑務所における就労支援

横浜刑務所において、「雇用こそ、社会復帰の第一歩」をスローガンに、受刑者に対する就労支援として次の取組を行っている。

(1) 職業訓練

出所後の就労に資する免許・資格や職業上有用な知識・技能を習得させるために、フォークリフト運転科、溶接科及びビジネススキル科の3種目の職業訓練を実施している。

(2) 就労支援指導

職業訓練を受け出所後の就労を予定している受刑者や、就労意欲及び稼働能力がある受刑者に対して、就労の大切さを理解させ、就労意欲を高めさせるとともに、職場に適応するための心構え及び行動様式を身に付けさせ、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させるために、外部講師の産業カウンセラー・キャリアコンサルトによる就労支援指導(全7単元、指導期間役3カ月間)を実施している。

(3) その他の就労支援

希望する受刑者に対して、出所後の就労や円滑な就職活動に資するため、就労支援スタッフや駐在するハローワーク相談員による職業相談、職業紹介、求人情報の提供、在所中の採用面接等の個別の就労支援を実施しているほか、出所者の雇用を検討している事業主が受刑者に対して事業内容、雇用環境等を説明する就労支援フェスタ(企業説明会)を毎年実施している。令和元年度は11月及び2月に受刑者のべ100人に対して実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、同フェスタは中止した。

評 価

刑務所出所者等就労支援事業については、支援対象者との信頼関係を構築しやすい特性を生かして、効果的に事業が実施されている。保護観察対象者の就労につなげるための取組として、積極的に対象者を受け入れるよう、県は保護司会連合会とも調整していくことが求められる。

刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加 資格認定の優遇措置については、引き続き制度を維持していくことが求められるとともに、加点 が不十分な場合には、より有利な加点制度への見直しを視野に入れることも必要である。

神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の就労受入れ企業については、中高年齢層の暴力団離脱者が就労しやすいよう、建設業以外の業種の受入れ企業を開拓することが重要である。

大柱	1 就労・住居の確保
小柱	(2)住居の確保

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当 該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

取組実績

【令和元年度】

- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、要配慮者の入居支援に協力的な不動産店等に対して「新たな住宅セーフティネット制度」に関する講座を実施することにより、住登録について働きかけを行い、令和元年度末時点において260戸の登録を行うとともに、当該登録情報を広く県民に提供することにより、要配慮者の居住の安定確保を図った。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数2,000戸に対して、6,645人の応募があり、倍率は3.3倍であった。
- 住居確保給付金については、新規支給決定6件、支給額841,900円となった。(町村部)

- 更生保護施設への事業費補助については、令和元年度に引き続き、更生保護法人川崎自立会、 更生保護法人まこと寮、更生保護法人報徳更生寮の運営費に対する補助を行った。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録 について大手不動産事業者と調整することなどにより順調に増加し、目標を上回る 9,530 戸の 登録があり、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供については、5月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数1,600戸に対して、5,692人の応募があり、倍率は3.6倍であった。
- 住居確保給付金については、新規支給決定 220 件、支給額 54,683,210 円となった。(町村部)

課題と今後の対応

【令和元年度】

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止の観点からも重要であるため、引き続き支援を行う。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業について、不動産店や賃貸住宅のオーナーに制度が 十分に浸透していないことや要配慮者に住宅を貸すことについて依然としてオーナーに不安 感があるため、関係団体等に対して制度の普及啓発を進めるとともに、オーナーの不安解消の ため、要配慮者への入居支援や見守りなどの生活支援の取組を充実させる。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、倍率の低下が続いているため、入居者資格要件の緩和を検討し、単身年齢要件や県内居住要件を見直した。
- 住居確保給付金の支給については、今後も引き続き適正な給付を行う。

【令和2年度】

- 更生保護施設への事業費補助について、適切な帰住先の確保は地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであるとともに、拘留中などの早い段階から福祉的支援の調整を開始する入口支援(被疑者等支援)の実施にあたっても更生保護施設の協力、連携は重要であることから、引き続き支援を行う。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録事業では、登録について大手不動産事業者と調整することなどにより目標戸数を達成し、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図った。登録戸数の増加に伴い、今後は登録住宅内容の一層適切な管理に努めていく。
- 県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、定期募 集に併せて常時募集も行い、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核とし ての役割を果たしていく。
- 住居確保給付金の支給については、新型コロナウイルスの影響により、支給対象が拡大されるなど制度の改正があり、申請が急増した。引き続き本制度が必要な方に適正に支給できるよう努めていく。

国や関係機関による関連する取組等

—

評価

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録については、大手不動産事業者との調整等により 目標の登録戸数を達成し、要配慮者の居住の安定確保を図れたことは評価できる。

県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核的役割を果たす必要がある。また、社会経済情勢を踏まえて、生活保護受給者へも住宅提供できるような入居者資格要件の見直しなど、柔軟な運用を検討する必要がある。

大柱	2	保健医療・	・福祉サー	ビスの利用の促進
----	---	-------	-------	----------

小柱 (1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に 福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や 受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための 支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要 な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした 「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防 ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいを有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害 支援センターかながわA(エース)」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会 議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活 困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実 施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

取組実績

【令和元年度】

- 県地域生活定着支援センターでは、コーディネート業務88件、フォローアップ業務53件、 相談支援業務8件を終了した。
- 高齢者万引き防止プログラムの策定に向けて、策定委員会を3回開催したほか、前年度作成した冊子の効果検証を県内の54警察署にて実施した。また、プログラムに基づく動画を作成し、県内8警察署にて効果検証を開始した。

【令和2年度】

- 県地域生活定着支援センターでは、コーディネート業務 74 件、フォローアップ業務 32 件、 相談支援業務 11 件に加え、地域福祉支援検討会 2 回、福祉事業者巡回開拓 16 回、地域福祉研 修 2 回を行った。
- 更生支援福祉ネットワークでは、メーリングリストを活用したネットワークの構築及び運用 を本格実施し、ネットワーク登録者向けに連携が図れるような研修を実施した。また、3年間 の事業を検証し、課題の整理及び今後の取組について提言した最終報告書が作成された。
- 高齢者万引き防止プログラム策定委員会を4回開催したほか、冊子及び動画の効果検証を踏まえ、冊子の改訂を行い、「高齢者万引き防止プログラム」の策定を完了した。
- 生活困窮者の自立相談支援では、法の趣旨を踏まえ、相談者が抱える様々な課題の解決に向け、必要に応じて町村役場やハローワーク等の関係機関と連携しながら本人の状況に応じた包括的な支援を行った。

課題と今後の対応

【令和元年度】

- 県地域生活定着支援センターでは、複合的な課題を有する事例の増加や支援期間が長期化 しているため、よりケースに近い地域社会での福祉的支援が必要な矯正施設出所者等への理 解の促進及びネットワークの構築、強化を行う必要がある。
- 高齢者万引き防止プログラムについて、万引きをした高齢者向けの冊子と動画の効果的な 利用方法を検証するとともに、支援者や関係者等への活用方法も検討する必要がある。
- 生活困窮者の自立相談支援については、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、支援員の研修等資質向上を図りながら、支援体制を整えていく。

- 県地域生活定着支援センターによる取組について、国の「再犯防止推進計画」に示される とおり、入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携 について施策を検討する必要がある。
- 更生支援福祉ネットワークについて、令和2年度で委託期間が終了したため、令和3年度 以降はネットワークの運用を県直営で行う必要がある。
- 高齢者の万引き防止について、国の補助金が令和2年度で終了した中で、3年間で実施したモデル事業をどのように横展開していくのかを国の動向も踏まえ検討する必要がある。
- 生活困窮者の自立支援について、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する 方が増加しており、複合的な課題を抱える相談者に対応する体制を作ることが必要であるた め、支援員の研修等資質向上を図りながら、支援体制を整えていく。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜地方検察庁による社会復帰支援

令和元年度以降、横浜地方検察庁は、国の取組として掲げた社会復帰支援活動を継続して実施している。支援対象者の特性に合致する福祉的・医療的ニーズを引き出し、効果的な社会復帰支援活動を行っている。

○横浜刑務所における社会復帰支援策

横浜刑務所において、高齢者または障がいのある受刑者に対する社会復帰支援策として次の 取組を行っている。

(1) 社会復帰支援指導

60 歳以上の高齢受刑者や障がいを有する受刑者に対して、基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識、その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるために、所内の社会福祉士、就労支援スタッフ、医師、看護師、管理栄養士、外部講師による社会復帰支援指導(全18単元、指導期間約5月間)を実施している。

(2) 独自調整

神奈川県地域生活定着支援センターによる特別調整の対象者とはならないものの、高齢・障がいにより、出所後、直ちに福祉的支援が必要な受刑者に対して、所内の社会福祉士が福祉施設への入所・医療機関への入院、障害者手帳の取得、生活保護の受給、介護保険の申請・利用の支援等を在所中に行う独自調整を多数実施している。

○神奈川県保護司会連合会による保護司への「高齢者万引き防止プログラム」の配付 県保護司会連合会では、保護司から同プログラムの効果的な活用方法を聴取したうえで、県 内の全保護司に同プログラム等を配付し、有効に活用してもらうこととした。

評価

県地域生活定着支援センターについては、複合的な課題等に取り組むことから、安定したセンター運営に対する支援が求められる。また、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者に対して、引き続き、受け入れ施設の調整や自立促進を図るための支援を進めるとともに、入口支援(被疑者等支援)の実施にあたっては、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等とのより緊密な連携が重要である。

地域再犯防止推進モデル事業として実施した、更生支援福祉ネットワークの構築及び高齢者 万引き防止プログラムの策定については、検証も踏まえて効果的に事業が実施されたが、国の 動向も踏まえつつ、今後、効果的な展開方法を検討する必要がある。

認知症相談支援や生活困窮者自立支援では、新型コロナウイルスの影響による介護者の負担 増加や生活困窮者の増加も踏まえた継続的な支援体制が必要である。また、神奈川県発達障害 支援センター(かながわA)では、相談支援体制を維持するとともに、支援者向け研修や当事 者の家族向け講座についても、コロナ禍に対応した WEB 面接や映像による研修実施などを積極 的に導入し、継続的な支援体制が求められる。

大柱	2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	(2)薬物依存を有する者等への支援

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けると ともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を 図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図り ます。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について 理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。
- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を 実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

取組実績

【令和元年度】

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する相談を 1,447 件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。また、精神保健福祉センターにおいて、相談支援を行う関係機関職員の研修会を 1 回開催し、151 人が参加して薬物相談に係る資質の向上を図った。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた依存症 家族講座を2回実施した。
- 県民が依存症を治療する県内の医療機関、依存症からの回復に重要な役割を果たす自助グループ及び回復施設等の情報を一元的に知ることができる県のホームページ「かながわ依存症ポータルサイト」を運営(平成31年3月開設)し、アクセス数は累計14,968件となった。

- 精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する相談を 1,770 件受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。また、薬物相談業務研修は新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- 依存症家族講座は新型コロナウイルス感染症の影響により中止したが、「依存症対策のヒント 家族のためのワークブック」を作成し、ホームページに掲載するとともに、県所管域各市町村、各保健福祉事務所・センターに配付した。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、依存症に関するコラムや自助グループの活動状況 等を定期に掲載し、アクセス数は累計 30,356 件となった。

課題と今後の対応

【令和元年度】

○ 薬物に関する相談は毎年 1,400 件程度で高い傾向が続き、相談支援を行う関係職員のスキル向上のために研修会を継続する必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の関係上、次年度は、相談は継続するが、薬物相談業務研修は中止する予定である。

【令和2年度】

- 薬物に関する相談は前年から約300件増加したこともあり、引き続き相談を継続する必要がある。ただし、新型コロナウイルス感染症の関係上、次年度は薬物相談業務研修を中止する予定である。
- 依存症家族講座について、薬物依存症者への偏見や誤解はいまだ根強く、薬物依存症者本 人もその家族もなかなか相談や支援につながる事が困難な状況であるが、まずは家族が依存 症に関する正しい知識を習得し、理解する必要があるため、引き続き実施する。
- 「かながわ依存症ポータルサイト」では、引き続き県内の医療機関や自助グループ、回復施設などの情報、依存症に関するセミナーやイベント情報等を提供し、アクセスの増加を図る。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における薬物依存離脱指導

覚醒剤や大麻使用等による依存症や依存傾向を抱えた受刑者に対して、薬物依存の認識、薬物使用に至る問題点の理解、断薬への動機づけ、再使用に至らないための知識・スキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に回復に向けた治療、援助等を受ける必要性を認識させるために、薬物依存離脱指導(3種類のプログラム、2~12 単元、指導期間 1~6 か月間)」を実施している。

評価

薬物に関する相談件数が増加していることからも、相談を継続することはもとより、相談支援を行う関係職員のスキル向上のための研修をコロナ禍にあっても充実していくことが重要である。

薬物依存症者については、本人や家族が相談や支援につながりにくい状況があるため、まずは家族の依存症に関する知識習得や理解促進が必要であるとともに、薬物依存症者への偏見や誤解を解消するための継続的な取組が重要である。

「かながわ依存症ポータルサイト」については、着実にアクセス数を伸ばしているとのことであり、引き続き県内の医療機関や自助グループ、回復施設などの情報や依存症に関するセミナー、イベント情報等を一元的かつ幅広に提供していくことが重要である。

大柱	3 非行の防止等			
小柱	(1)非行の防止等			

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法 第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、 県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床 心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれ の置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、 万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心 まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーショ ン能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 神奈川県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、 少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの"育ち"を 応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取 組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

取組実績

【令和元年度】

- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校へは 463 件、 学校から警察へは 128 件の連絡件数となった。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の5地区で開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表の他、今後の取組の協議を行った。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、高校 28 校 (県立 19 校、市立 1 校、私立 8 校) が、44 箇所 (小学校 29 校、中学校 2 校、学童保育等 9 箇所、自治会等 4 箇所) で開催した。※防犯教室を含む。

【令和2年度】

- 地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談や、働く意識を高めるための支援プログラムの実施など、就労に向けた支援を引き続き着実に行った。
- 学校警察連携制度による児童・生徒に関する情報提供について、警察から学校へは 481 件(昨年度比 18 件の増)、学校から警察へは 69 件(昨年度比 59 件の減)の連絡件数となった。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、湘南三浦地区ではオンライン開催し、いじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表の他、今後の取組の協議を行った。その他の4地区では新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、高校7校(県立 6校、私立1校)が、7箇所(小学校7校)で開催した

課題と今後の対応

【令和元年度】

○ 地域若者サポートステーション事業では、令和2年度から就職氷河期世代の支援のため、 支援対象者の年齢が40代にまで拡大されたことから、ステーションのさらなる周知を進める 必要がある。今後は、ハローワークや県内市町村との連携・協力により若年無業者等の利用 促進を図るとともに、積極的な広報を展開し、ステーションの認知度向上を図る。

- 地域若者サポートステーション事業では、市町村や就労支援機関と連携し、広報を工夫するなどして、新規登録者数を増やすとともに、支援対象者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う必要がある。
- 学校警察連携制度については、令和元年度に引き続き、警察と学校との間で適正に運用された。次年度についても、引き続き、警察や学校等が出席する学校・警察連絡協議会等で、制度の周知を図り、適正な運用が図られるようにしていく。
- 児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについて、各学校や地域において、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題であり、開催方法を工夫しながら、対話を取り入れる等の取組を促進していく。
- 非行防止教室については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行防止の効果が期待されている。今後も継続して取り組んでいく。

国や関係機関による関連する取組等

○久里浜少年院による県立総合教育センターが行う研修の受け入れ

令和元年度から、県立総合教育センターが行う研修「児童・生徒の問題行動等未然防止研修講座」について、当院(久里浜少年院)の施設見学、当院における矯正教育活動の説明、当院職員との意見交換等を行っている。

令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となったものの、令和3年度は、同センター開催の「少年非行への対応研修講座」に当院職員を派遣し、受講者である教職員の方に少年院の紹介、矯正教育・在院者の現状説明、衝動のコントロールに課題がある在院者の対応状況等について説明を実施した。

評価

地域若者サポートステーション事業では、個別・継続的な包括的支援を行うとともに、職業的自立に向けて、市町村や就労支援機関との連携を深めていくことが必要である。

児童・生徒、保護者、地域住民が一堂に会するフォーラムについては、令和2年度は湘南三浦地区以外の4地区で中止となったとのことであるが、関係者が共に考え、語り合う機会は重要であることから、コロナ禍にあっても様々な工夫により機会の確保に努める必要がある。また、各学校教育会議等で保護者や地域住民に浸透を図ることも重要である。

非行防止教室については、分かりやすい内容で有用性が高いため、社会規範意識等の醸成の ため、引き続きの実施が求められる。

大柱	4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
----	------------------------

小柱 (1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

【具体的施策】(神奈川県再犯防止推進計画から転載)

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、 加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期 の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「D V に悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13 歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした 「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防 ぎ、再犯防止を推進します。(再掲)
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県 暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援しま す。(再掲)
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。(再掲)
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。 (再掲)
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。(再掲)
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。(再掲)
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。(再掲)
- 発達障がいを有する障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害 支援センターかながわA(エース)」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会 議等において専門的な立場からの助言を行います。(再掲)

取組実績

【令和元年度】

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要と認めた加害者1人に同 治療等を受診させ、精神科医から2回の助言を受けた。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、校内暴力が多く発生する学校に対し、警察、学校、教育委員会等の関係機関及びPTA等の地域ボランティアによる少年サポートチームを立ち上げ、挨拶運動や校内巡回等の活動を行った。

【令和2年度】

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要と認めた加害者3人に同 治療等を受診させ、精神科医から6回の助言を受けた。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止のため、居住地が判明している全ての 者に対して所在確認を実施した。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、不良行為が多く発生する学校に対し、警察、学校、教育委員会等の関係機関及びPTA等の地域ボランティアによる挨拶運動や校内巡回等の活動を行った。

課題と今後の対応

【令和元年度】

○ ストーカー加害者に対する指導について、加害者の精神医学的治療については事例が少なく、警察庁、他都道府県警察及び医療機関等と情報共有し、効果的な指導方策等を引き続き 調査研究する必要がある。

- ストーカー加害者に対する指導について、精神医学的治療等が必要な加害者が、警察の働き掛けに応じず、同治療等の受診に至らないケースが多く認められるため、受診に向けた対応を推進する。
- 子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止について、過去に服役していた者であることが、その事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知らされることがないよう、情報の管理には万全を期さなければならない。
- 少年サポートチームによる立ち直り支援について、引き続き関係機関・団体等との連携を 緊密に図り、学校等における問題を把握した場合には、サポートチームの編成を積極的に働 きかけ、少年の非行防止と健全育成に向けた立ち直り支援活動を推進する。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における改善指導

受刑者に犯罪の責任を自覚させ、社会生活に適応するのに必要な知識・生活態度を習得させるための改善指導として、受刑者の特性や問題性に応じて、次の取組を行っている。

(p. 4に記載の就労支援指導、p. 9に記載の社会復帰支援指導、p. 11 に記載の薬物依存離脱指導は除く。)

(1) 一般改善指導

アルコール依存や飲酒の問題を抱えている受刑者に対するアルコール依存回復プログラム (全12単元)、罪名が暴力事犯である又は過去に暴力の問題を有する受刑者に対する暴力防止プログラム (全18単元)、反社会的価値観や行動様式を身に付けている暴力団準構成員や周辺者である受刑者に対する生活改善指導 (全6単元)、特殊詐欺事犯受刑者に対する特殊詐欺事犯指導 (全6単元)、罪名が窃盗で、窃盗に関する問題性が大きい受刑者に対する窃盗防止指導 (全8単元)を実施している。

(2) 特別改善指導

現役暴力団の受刑者に対する暴力団離脱指導(全9単元)、性犯罪事犯者に対する性犯罪再犯防止指導(指導期間7カ月間)、被害者の命を奪い又は身体に重大な被害を与えた受刑者に対する被害者の視点を取り入れた教育(全13単元)、被害者の生命や身体に重大な影響を与えた交通事故又は交通違反を犯した受刑者に対する交通安全指導(全8単元)を実施している。

評価

ストーカー加害者の精神医学的治療については事例が少なく、今後も調査研究が必要とのことであるが、より積極的に関係機関との情報共有や連携に努め、知見を蓄積していくことが重要である。

子どもに対する暴力的性犯罪により服役していた者については、プライバシーに十分な配慮をしつつも、再犯リスクを軽減するため、所在の確認や面談実施が大変重要である。

ストーカー犯罪や子どもへの性犯罪に対しては、県内医療機関との連携による精神医療での 治療プログラムを他の手段とあわせて進めていくことが必要である。

少年サポートチームや大学生少年サポーターによる少年等の立ち直り支援については、関係機関・団体等の緊密な連携とともに、学習支援など様々な形での支援により、引き続き非行防止や健全育成を図ることが重要である。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(1) 民間協力者の活動の促進

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年 を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学 習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援します。(再掲)
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019 年度以降有効な入札参加 資格の審査から、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、 かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付に おける加点評価を行います。(再掲)
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター(横浜少年鑑別所)、横浜保護観察所、 横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県 再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図り ます。

取 組 実 績

【令和元年度】

- 神奈川県優良保護司表彰として、22名の保護司を表彰した。
- 県内の8大学から推薦を受けた大学生16人に委嘱している大学生少年サポーターについて、 令和元年度の活動実績は178回であった。
- 再犯防止推進会議について、第1回会議では、県再犯防止推進計画の進行管理方法について 議論するとともに、国関係機関及び民間団体等と各々の取組に関する情報の共有及び連携を図 った。第2回会議は、横浜刑務所の見学会等を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の 影響により中止した。

- 神奈川県優良保護司表彰として、29名の保護司を表彰した。
- 県内の8大学から推薦を受けた大学生16人に委嘱している大学生少年サポーターについて、 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の活動実績は74回に減少した。
- 再犯防止推進会議は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

課題と今後の対応

【令和元年度】

○ 再犯防止推進会議の開催について、県内の再犯者数は減少傾向にあるが、県計画の実績評価により再犯防止に関する施策を推進し、関係機関との連携強化を図ることで、ともに生き、支え合うことができる社会づくりに寄与していく。

【令和2年度】

- 県内の保護司は減少傾向にあり、引き続き、保護司に対する表彰を行い、意欲、やりがい の向上、定着促進を図る必要がある。
- 大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進について、非行や不良行為等の問題 や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。次年度 についても、引き続き少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活 動を推進する。
- 再犯防止推進会議について、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は開催を中止したため、令和3年度は令和元年度及び2年度の2カ年分の実績評価を取りまとめる必要がある。また、令和2年度で3年間の国のモデル事業(地域再犯防止推進モデル事業)が終了したため、法務省の動向・方針を踏まえ、今後の展開を検討する必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○各団体の相互連携による活動

本県では、平成29年3月に保護司、更生保護女性会員及びBBS会員の三者による「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われた。令和元年5月には、さらに神奈川県更生保護事業連盟及び認定NP0法人神奈川県就労支援事業者機構の二者を加え、「更生保護団体の協働に関する五者宣言」を締結し、安全・安心な地域づくりのために、五者が相互に連携して活動に取り組んでいる。

○BBS会の活動

BBS会では、少年を交えたウォーキング&クイズラリーを企画・実施したほか、コロナ禍を踏まえ、webを活用した研修会やYouTubeライブを活用した講演会等を実施した。

評価

保護司については、県内では減少の一途をたどっており、担い手の確保、定着が喫緊の課題である。保護司に対する表彰や広報等により、その活躍を広く PR することに加え、BBS や大学生少年サポーターと保護司の交流・研修等が必要である。

協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、刑務所出 所者等の雇用の促進を図るため、引き続き制度を維持していくことが求められる。

大学生少年サポーターについては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の活動実績が減少しているが、サポーターの意見を踏まえつつ、オンラインでの活動の促進など、サポーターが活動しやすい環境づくりが重要である。

大柱	5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
小柱	(2)広報・啓発活動の推進

- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的 として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によっ て実施される"社会を明るくする運動"を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要 な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。(再掲)
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS 利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)
- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・ 連携した取組を行います。

取 組 実 績

【令和元年度】

- 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、同 法人が行う更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行うとともに、ゴールデンウイークの庁舎 公開の際し、パネル展示及びチラシ配架や県庁内におけるポスター及び懸垂幕の掲出、作文コ ンテストへの支援等広報・啓発活動を推進した。
- 矯正施設見学会を東日本少年矯正医療・教育センターで1回、横浜刑務所で2回実施した。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、高校 28 校(県立 19 校、市立 1 校、私立 8 校)が、44 箇所(小学校 29 校、中学校 2 校、学童保育等 9 箇所、自治会等 4 箇所)で開催した。 ※防犯教室含む

- 法務省が主唱する「社会を明るくする運動」等再犯防止の普及啓発事業を支援するため、同 法人が行う更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行うとともに、県庁内におけるポスター及 び懸垂幕の掲出、作文コンテストへの支援等広報・啓発活動を推進した。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、矯正施設見学会に代えて、オンラインでの研修会 (「司法福祉の 10 年そして定着支援事業の行方は」) を実施した。
- 高校生が講師となり小・中学生を対象に開催する非行防止教室については、高校7校(県立6校、私立1校)が、7箇所(小学校7校)で開催した。

課題と今後の対応

【令和元年度】

- 「社会を明るくする運動」やその他の犯罪予防活動について、再犯の防止等に関する施策 は県民にとって必ずしも身近ではないため、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や 地方公共団体のほか、多くの民間団体と引き続き連携し、推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等が罪を犯した高齢者や障がい者等を受け入れることに対して、再犯のリスクや支援方法等に対して不安を持っていること等課題があるため、引き続き、取組を続けていく必要がある。ただし、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とし、オンラインで本事業の目的に関連する研修会を行う予定である。

【令和2年度】

- 「社会を明るくする運動」への支援について、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再 犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、より広く知ってもらい、理解を深め てもらうため、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの 民間団体と引き続き連携し、本運動を推進していく必要がある。
- 社会福祉施設等が罪を犯した高齢者や障がい者等を円滑に受け入れるために、事例等を踏まえた研修が求められていることから、引き続き、取組を続けていく必要がある。ただし、令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、取組方法について検討する必要がある。
- 非行防止教室については、地域の安全で安心なまちづくりに貢献するとともに、高校生は もとより、小学生や中学生などの社会規範意識やコミュニケーション能力が醸成され、非行 防止の効果が期待されている。今後も、継続して取り組んでいく。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜刑務所における「横浜矯正展」の実施

地域住民に対して、受刑者の社会復帰や矯正行政について広報するため、受刑者が製作した刑務所作業製品の展示・即売、施設見学、性格検査体験、地域住民による演奏、合唱などのイベントを行う「横浜矯正展」を毎年11月に実施している。

令和元年度は、横浜市港南区役所等で開催する「ひまわりフェスタ」と同時開催し、2日間で 1万9千人の来場があった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止し た。

評価

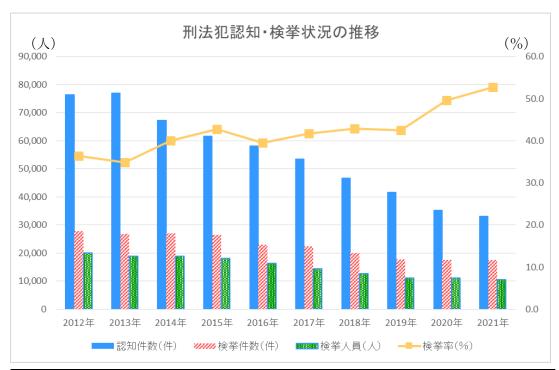
「社会を明るくする運動」やその他の犯罪予防活動については、県民にとって一般的には身近でない再犯防止施策を知ってもらうための有効な手段である。引き続き関係機関等と連携のうえ、コロナ禍を踏まえた、SNSや県ホームページを活用した非接触型の広報・啓発活動を展開する必要がある。

福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進については、コロナ禍においてもオンラインによる研修会を開催しているとのことであるが、事例等を踏まえた研修、矯正施設見学会など、罪を犯した高齢者や障がい者等に対する誤解や偏見を解消する取組が重要である。

資料編

1 犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知、検挙状況



	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
認知件数(件)	76,511	76,962	67,295	61,664	58,127	53,628	46,780	41,780	35,241	33,252
検挙件数(件)	27,855	26,800	26,995	26,416	22,964	22,338	20,062	17,738	17,496	17,537
検挙人員(人)	20,038	18,907	18,841	18,185	16,356	14,431	12,734	11,128	11,117	10,564
検挙率(%)	36.4	34.8	40.1	42.8	39.5	41.7	42.9	42.5	49.6	52.7

注 神奈川県警本部作成の犯罪統計資料による。

(2) 再犯者数の推移



注 再犯者率は、検挙人員のうちの再犯者の割合。

2 矯正施設の入所者等の状況について

- ※1 法務省調べによる。
- ※2 新受刑者は、当該年に刑事施設に入所した者の統計。
- ※3 (3) を除き、犯罪時の居住地が神奈川県である者の統計。

(1) 再入者(入所度数が2度以上の者)の状況



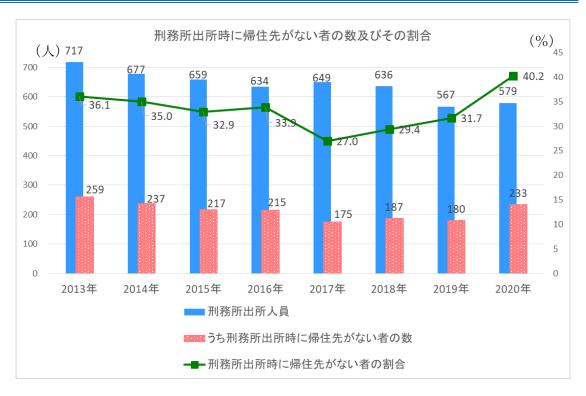
注 再入者率は、新受刑者のうちの再入者の割合。

(2) 2年以内再入者の状況



注 2年以内再入者数は、該当年及び該当年の翌年の再入者数。

(3) 刑務所出所時に帰住先がない者の状況



- 注1 「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま 満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者な どを含む。
- 注2 神奈川県内の刑事施設を出所した者の数値。

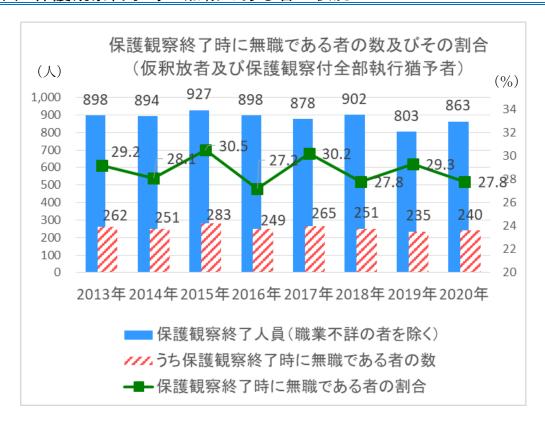
(4) 少年院入院者の状況



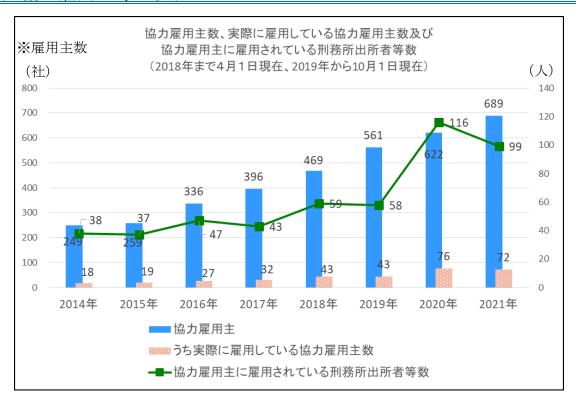
3 更生保護に関わる状況

- ※1 法務省調べによる。
- ※2 横浜保護観察所管内の数値。

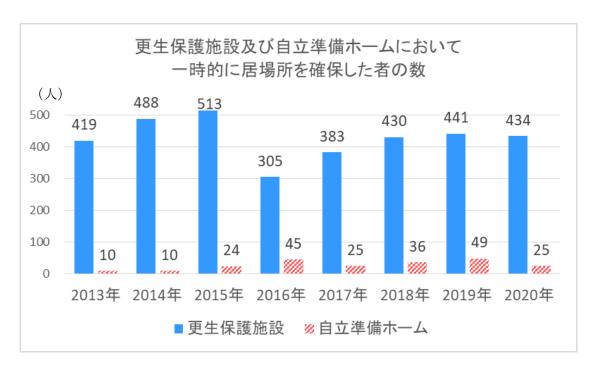
(1) 保護観察終了時に無職である者の状況



(2) 協力雇用主等の状況

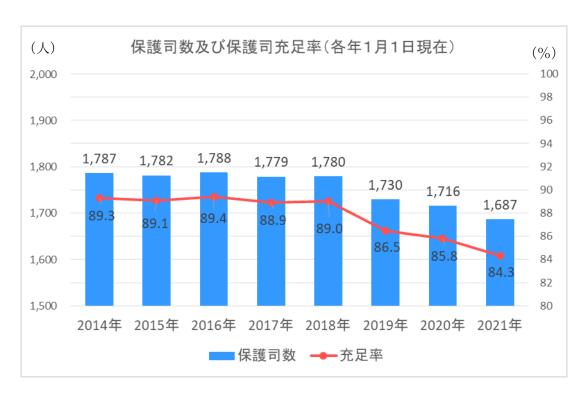


(3) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の状況



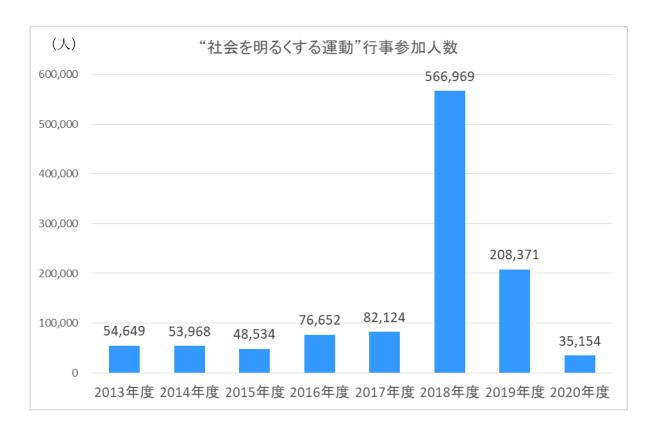
注 2016年から2017年にかけて、更生保護施設川崎自立会が建替により運営休止。

(4) 保護司の状況



注 2018年1月1日現在の神奈川県における保護司定員数は2,001人(保護司法及び、保護区 及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則による。)。

(5) "社会を明るくする運動"の状況



注 "社会を明るくする運動"県及び地区推進委員会において実施した行事の参加人数。